ワーキンググループの設置について

- 1. ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進について、実務的検討を進めるため、民間事業者や利用者の参画も得て、ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進に関する関係省庁連絡会議の下に課長級ワーキンググループを設置する。
- 2. ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座 長 スポーツ庁スポーツ総括官

座長代理 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 構成員 スポーツ庁競技スポーツ課長 (事務局)

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事(事務局)

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局参事官

国土交通省関東地方整備局道路部長

国土交通省関東運輸局交通政策部長

国土交通省関東運輸局鉄道部長

国土交通省関東運輸局自動車交通部長

東京都オリンピック・パラリンピック準備局パラリンピック部長 東京都建設局道路保全担当部長

東京都交通局鉄軌道事業戦略担当部長

警視庁交通部交通規制課長

東京都北区土木部長

東京都板橋区土木部長

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会事務局長 一般社団法人日本パラリンピアンズ協会会長

東日本旅客鉄道株式会社東京支社総務部企画部長

国際興業株式会社運輸事業部長

- 3. ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、スポーツ庁及び独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて処理する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。